

入札公告(物品) 6 総事第 83 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 166 条の規定により公告する。

令和 7 年 2 月 21 日

香川県知事 池 田 豊 人

1 入札に付する事項

(1) 購入物品名及び数量

品名：コピー用紙（P P C 用紙）

※入札区分は、下記のとおり 4 区分である。任意の入札区分のみの参加でも構わない。

入札区分		年間購入見込数量(A4 換算)	備考
1	香川県本庁調達分	44,500 冊 (8,900 箱)	※1 箱とは、 1 冊 500 枚入 を 5 冊梱包 した、用紙 2,500 枚を指 す。
2	香川県出先機関（高松北・南地区） 調達分	21,500 冊 (4,300 箱)	
3	香川県出先機関（東讃地区）調達分	9,000 冊 (1,800 箱)	
4	香川県出先機関（中・西讃地区） 調達分	25,000 冊 (5,000 箱)	

(2) 購入物品の要求諸元

A 3、A 4、B 4 及び B 5 コピー用紙（P P C 用紙）

令和 7 年度コピー用紙仕様書のとおり

(3) 納入場所

入札区分 1	本 庁（本館、東館、北館）、天神前分庁舎、議会棟、 サンポート高松港旅客ターミナルビル 3 階、 高松シンボルタワータワー棟 2 階、マリタイムプラザ高松 2 階
入札区分 2	高松北・南地区（地区内各出先機関等）
入札区分 3	東讃地区（地区内各出先機関等）
入札区分 4	中・西讃地区（地区内各出先機関等）

(4) 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

(5) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和7年3月19日(水)午後4時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（案件名）」とすること。

提出先：soumujimu@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付等)

令和7年2月21日(金)から令和7年3月5日(水)まで（香川県の休日を定める条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時まで）

郵便番号 760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県総務部総務事務集中課 文書グループ

電話番号 087-832-3056

ファックス 087-862-0054

メールアドレス soumujimu@pref.kagawa.lg.jp

なお、香川県ホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>）においても閲覧に供する。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和7年3月6日（木）正午までに、4に示した場所等に対し文書で行うこと。

回答は、令和7年3月11日（火）午後1時から令和7年3月21日（金）午後5時までの間（休日を除く午前8時30分から午後5時まで）、4に示した場所において閲覧に供するとともに、香川県ホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>）で公開する。

6 入札及び開札

- (1) 電子入札システムによる入札期間
令和7年3月14日(金) 午後5時から令和7年3月19日(水) 午後4時まで
- (2) 開札の日時
令和7年3月21日(金) 午前11時
- (3) 開札の場所
香川県総務部総務事務集中課 文書グループ

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否
否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和7年3月12日(水) 午後3時までに「入札保証金・契約保証金減免申請書」を、4に示した場所に提出すること。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。
- (3) (2)の競争入札参加資格において、香川県内に本社(本店)を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長が代理人として香川県との商取引に係る権限を委任されている者であること。
- (4) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (6) 応札しようとする物品が、入札説明書及びコピー用紙仕様書に示す特質等を有することを示すコピー用紙仕様証明書及び製紙会社の発行する品質証明書を提出した者

10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、9の(6)に規定するコピー用紙仕様証明書及び品質証明書を令和7年3月12日(水) 午後3時までに、4に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査結果は令和7年3月14日（金）午後5時までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札者の参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者等の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14 落札の無効

落札者は、16(1)により入札の効力が生じた初日をもって契約を締結しなければならず、この期日に落札者の責めに帰すべき事由により契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

15 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

- (1) この入札は、当該契約に係る予算が議会で可決され、令和7年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずるものとする。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じることがある。